

# 参考資料

## ○策定の経緯

平成 26 年

- 5月 経営会議（策定方針）、プロポーザル審査委員会 第1回
- 6月 プロポーザル審査委員会 第2回
- 8月 市民、事業所アンケート（～9月）、観光の専門家を交えた市内視察
- 9月 近隣市町在住者インターネットアンケート、  
企業・団体等ヒアリング（～平成 27 年 2 月）
- 10月 部内中間報告会
- 11月 部内職員ワークショップ、庁内職員向け勉強会
- 12月 農業者アンケート

平成 27 年

- 1月 経営会議（基礎調査）
- 2月 庁内意見照会
- 3月 基礎調査報告書作成
- 4月 京田辺市産業振興ビジョン推進委員会設置条例及び推進委員会規則施行  
推進委員会市民委員公募
- 5月 推進委員会 全体会議、諮問、専門部会（農業、商業・観光、工業部会） 第1回
- 6月 推進委員会 農業部会 第2回、商業・観光部会 第2回
- 7月 推進委員会 工業部会 第2回、商業・観光部会 第3回
- 8月 推進委員会 全体会議 第2回
- 10月 経営会議（素案）、庁内意見照会
- 11月 推進委員会 全体会議 第3回、建設経済常任委員協議会（素案）
- 12月 素案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施（～平成 28 年 1 月）

平成 28 年

- 1月 経営会議、庁内意見照会、  
建設経済常任委員協議会（パブリックコメント結果報告及び最終案）
- 2月 推進委員会 全体会議 第4回、答申

## ○京田辺市産業振興ビジョン推進委員会設置条例

平成27年3月30日

条例第5号

(設置)

第1条 京田辺市産業振興ビジョンの推進に関して、必要な事項を審議するため、京田辺市産業振興ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員20名以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第4条 委員会は、審議する事項に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

# ○京田辺市産業振興ビジョン推進委員会規則

平成27年3月30日

規則第13号

## (趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市産業振興ビジョン推進委員会設置条例（平成27年京田辺市条例第5号）第6条の規定に基づき、京田辺市産業振興ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

## (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、経済環境部において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○京田辺市産業振興ビジョン推進委員会 委員名簿 (委嘱時)

委員会規則 第2条中の各号	委員会役職	氏 名	所 属	役職等
(1) 学識経験者	委員長 (商業・観光部会)	郡嶋 孝	同志社大学経済学部	教 授
	副委員長 (農業部会)	中村 貴子	京都府立大学 生命環境科学研究所	専任講師
	副委員長 (工業部会)	清水 幸治	京都府立田辺高等学校	教 諭
(2) 各種団体の 代表	農業部会	西村 和男	京都やましろ農業協同組合 京田辺支店 担い手支援課	課 長
	農業部会	林 善嗣	京田辺市農業委員会	会 長
	商業・観光 部会	奥西 宗晃	京田辺茶業青年団 (株式会社お茶の玉宗園)	団 長
	商業・観光 部会	田中 明	一般社団法人京田辺市観光協会	事務局長
	商業・観光 部会	田宮 智英美	京田辺市商工会女性部 (舞妓の茶本舗)	部 長
	工業部会	石田 豊	公益財団法人京都産業21 連携推進部	部 長
	工業部会	岩本 俊樹	京田辺市商工会工業部会 (有限会社岩本製作所)	部会長
(3) 事業者の代表	農業部会	澤田 康夫	農業従事者	京都府 指導農業士
	農業部会	山下 明子	普賢寺ふれあいの駅 (農業委員・京都府女性農業士)	助 役
	商業・観光 部会	辰見 孝則	株式会社サンフレッシュ	代表取締役
	工業部会	小島 由実子	コフロック株式会社	取締役
	工業部会	村上 育子	株式会社椿本チェイン (CSR推進センター) 京田辺・京都工場総務課	課長代理
(4) その他市長が 適当と認める者	農業部会	津熊 祥典	市民公募	
	農業部会	米田 泰子	市民公募	
	商業・観光 部会	浅利 良紀	市民公募	
	商業・観光 部会	三宅 博	市民公募	
	工業部会	鈴木 康夫	京田辺市議会議員 建設経済常任委員会	委員長

(順不同、敬称略)

○諮問書

京 経 政 第 1 8 号

平成27年(2015年)5月21日

京田辺市産業振興ビジョン推進委員会

委員長 様

京田辺市長 石井 明三

京田辺市産業振興ビジョンの策定について (諮問)

京田辺市産業振興ビジョンを定めたいので、諮問します。

○答申書

平成 28 年(2016 年)2 月 19 日

京田辺市長 石井 明三 様

京田辺市産業振興ビジョン推進委員会

委員長 郡 嶽 孝

京田辺市産業振興ビジョンについて (答申)

平成 27 年(2015 年)5 月 21 日付け、京経政第 18 号で諮問のありました上記のことについて、本委員会で慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

○京田辺市産業振興ビジョン推進委員会 審議経過

平成27年5月21日 全体会議 第1回

- ・委員長・副委員長の選出
- ・京田辺市産業振興ビジョン策定についての諮問
- ・京田辺市産業の現状説明（基礎調査結果概略報告）

平成27年5月21日 農業、商業・観光、工業部会 第1回

- ・各分野の現状と課題について
- ・各分野の方向性（案）について

平成27年6月11日 農業部会 第2回

- ・各分野の現状と課題
- ・ビジョンへのキーワード
- ・各分野の方向性（案）

平成27年6月29日 商業・観光部会 第2回

- ・主な課題の確認
- ・重要施策
- ・取組方策
- ・ビジョンへのキーワード

平成27年7月3日 工業部会 第2回

- ・主な課題確認
- ・ビジョンへのキーワード
- ・取組方策（①担い手②製品・販路③土地・環境④その他）

平成27年7月13日 商業・観光部会 第3回

- ・取組方策
- ・ビジョンへのキーワード
- ・全体まとめ

平成27年8月11日 全体会議 第2回

- ・各部会の審議結果報告について
- ・ビジョンの施策体系と連携分野について

平成27年11月12日 全体会議 第3回

- ・京田辺市産業振興ビジョン（素案）について

平成28年2月19日 全体会議 第4回

- ・パブリックコメント実施結果
- ・京田辺市産業振興ビジョン（最終案）について
- ・京田辺市産業振興ビジョンについての答申

京田辺市産業振興ビジョン

平成 28 年 (2016 年) 3 月

京田辺市 経済環境部 経済環境政策推進室

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

TEL 0774-63-1122 (代表)

FAX 0774-64-1359